ル　内国有価証券投資事業権利等（法第二条第二項第五号に掲げる権利に該当するものに限る。）及び特定内国電子記録移転権利（令第二条の十三第十二号に掲げる権利に該当するものに限る。）　申請時又は基準特定期間の末日において当該特定有価証券の発行者の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者の数

二　［略］

［5～7　略］

（有価証券報告書の添付書類）

第二十七条　特定有価証券の発行者が有価証券報告書に添付すべき書類として法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類（以下この項において「定款等」という。）とする。ただし、定款等について、当該有価証券報告書に記載されたもの又は当該有価証券報告書提出前五年以内に当該有価証券報告書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券について提出された有価証券報告書に添付して提出されたもの（以下この項において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

［一～十三　略］

十四　内国有価証券投資事業権利等及び特定内国電子記録移転権利の発行者　定款、約款、規約若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

十五　外国有価証券投資事業権利等及び特定外国電子記録移転権利の発行者　次に掲げる書類

［イ・ロ　略］

［十六・十七　略］

2　［略］

（半期報告書の記載内容等）

第二十八条　法第二十四条の五第三項において準用する同条第一項の規定により半期報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により半期報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

［一～十二　略］

十三　内国有価証券投資事業権利等及び特定内国電子記録移転権利　第十二号の五様式

十四　外国有価証券投資事業権利等及び特定外国電子記録移転権利　第十二号の六様式

［十五・十六　略］

［2～4　略］

（目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

第三十二条の二　［略］

［2～4　略］

5　第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　第二項各号に掲げる方法のうち目論見書提供者が使用するもの

二　［略］

6　［略］

ル　内国有価証券投資事業権利等（法第二条第二項第五号に掲げる権利に該当するものに限る。）　申請時又は基準特定期間の末日において当該特定有価証券の発行者の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者の数

二　［同上］

［5～7　同上］

（有価証券報告書の添付書類）

第二十七条　［同上］

［一～十三　同上］

十四　内国有価証券投資事業権利等の発行者　定款、約款、規約若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

十五　外国有価証券投資事業権利等の発行者　次に掲げる書類

［イ・ロ　同上］

［十六・十七　同上］

2　［同上］

（半期報告書の記載内容等）

第二十八条　［同上］

［一～十二　同上］

十三　内国有価証券投資事業権利等　第十二号の五様式

十四　外国有価証券投資事業権利等　第十二号の六様式

［十五・十六　同上］

［2～4　同上］

（目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

第三十二条の二　［同上］

［2～4　同上］

5　［同上］

一　第二項各号に規定する方法のうち目論見書提供者が使用するもの

二　［同上］

6　［同上］